

家庭部門対策の強化案

1 住宅のエネルギー性能向上

(1) 新築戸建て住宅に係る視点

- ① 省エネ及び再エネに関する重要性や多面的な効果を市民へ啓発
- ② 工務店等の住宅のエネルギー性能に関する意識及び設計・施工ノウハウ向上
- ③ 不動産販売における建物の省エネ性能を「見える化」

本市の取組

ア 「平成の京町家」の普及

伝統的な京町家の知恵と現代的な環境技術が融合した京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の普及を図っている。

認定助成額 50万円（伝統型は200万円）

イ CASBEE 京都（戸建－新築）

環境性能が高く、京都らしい環境配慮建築物を適切に評価、誘導するためのシステムで、新築戸建て用のもの。2,000㎡以上は評価及び表示が義務化されているが、2,000㎡未満はともに任意である。

金利優遇 店頭金利から0.1%引き下げ **条件** 評価ランク B⁺以上

ウ 新築住宅の省エネルギー化推進に向けた検討会議

京都の気候や風土に適した伝統的木造住宅の省エネ基準を設定するとともに、日々の暮らし方の工夫による省エネを推進するなどの方策について検討。

国の取組

ア ZEH補助金

(ア) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（経済産業省）平成26年度補正予算

助成額 定額150万円, **助成対象者** 建築主, 購入予定者

(イ) 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業（国土交通省）平成25, 26年度予算

助成額 ゼロ・エネルギー住宅の建設工事費の1/10（最大165万円）

助成対象者 中小工務店

(ウ) 地域型住宅グリーン化事業（国土交通省）平成26, 27年度予算

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、流通事業者、建築士、中小工務店等が連携して取り組む木造の優良住宅等の建設に対して補助するもの。

イ 低炭素住宅・長期優良住宅認定による減税等

（所得税，登録免許税，不動産取得税，固定資産税，容積率緩和）

ウ 住宅ローン金利優遇

長期固定住宅ローン商品「フラット 35」を利用する者のうち、省エネ性能、耐震性能などに優れた住宅を取得する場合は、更に金利を一定期間引き下げる商品(フラット 35S)への補助。

エ 建材トップランナー制度

省エネ法において、トップランナー制度対象として「断熱材」(平成 25 年 12 月施行)及び「窓(サッシ及び複層ガラス)」(平成 26 年 11 月施行)が追加。

オ 省エネ住宅ポイント制度

平成 27 年 3 月 10 日から平成 27 年 10 月 21 日までで終了。
新規住宅 1 戸当たり 30 万ポイント (30 万円相当)

＜新築住宅へのポイント付与条件＞

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・一次エネルギー消費量等級 5 の住宅
- ・一次エネルギー消費量等級 4 の木造住宅
- ・断熱等性能等級 4 の木造住宅
- ・省エネルギー対策等級 4 の木造住宅

カ 住宅省エネルギー技術講習会

住宅関係団体等で構成する全国木造住宅生産体制強化推進協議会と各都道府県の地域協議会(京都府すまいづくり協議会)が連携して、住宅省エネルギー技術講習会を実施している。

月一回程度開催。2012 年度は京都府域で約 140 名が受講。

国の今後の方針

- ・エネルギー基本計画に基づき、2020 年度までに標準的な新築住宅で、2030 年度までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す。
- ・エネルギー基本計画に基づき、新築住宅・建築物については、2020 年までに段階的に省エネ基準の適合を義務化する。
- ・賃貸住宅の情報誌や大手検索サイトでエコ住宅を紹介する仕組みを今後 3 年掛けて整備する。(平成 27 年 10 月 12 日京都新聞)

＜他都市事例＞

ア 環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度【長野県】

10 m²以上の新築住宅の建築主に対して、環境エネルギー性能についての検討及び自然エネルギーの導入についての検討を義務付け。

イ エコ住宅アドバイザー認定制度・省エネパスポート制度【石川県】

エコ住宅の普及を図るため、県内の住宅関係事業者を「エコ住宅アドバイザー」として認定。その認定要件は、建築士である、講習会の受講など。

省エネパスポート講習を受講したエコ住宅アドバイザーが「いしかわ住まいの省エネパスポート制度」で評価した住宅に対しては、補助金を付与するなどのインセンティブを規定。

ウ 次世代住宅認定制度・次世代住宅補助制度【札幌市】

積雪寒冷地特性に対応するため、札幌独自の高断熱・高気密住宅の基準である「札幌版次世代住宅基準」を策定。

建築主等の申請に基づき、市が住宅の断熱・気密性能のレベルを評価し、基準に適合する住宅を、札幌版次世代住宅として認定。

札幌版次世代住宅を対象として、建設費の一部を補助し、普及促進を図っている。

<新築戸建住宅に係る今後の取組案>

ア 住宅エネルギー性能の周知

省エネ及び再エネの重要性や心身の健康増進等の効果に係る広報媒体を作成し、広く市民へ啓発する。

イ 新築住宅に対する環境性能評価制度の導入

CASBEE 京都（戸建 - 新築）で評価を受けた住宅に対しての促進策を講じる。

ウ 住宅業界との連携によるノウハウ向上策

住宅の省エネ基準適合義務化や ZEH 普及に向けて、中小工務店等の設計・施工技術者向けの住宅エネルギー性能に関する講習会の実施。

エ ZEH の普及促進

ZEH の普及に向けての促進策を講じる。

(2) 既築戸建て住宅に係る視点

① 多面的な視点による普及啓発

建物の省エネ効果のほか、経済的効果やヒートショック対策などの健康的効果なども合わせて紹介し、省エネ改修を促進する。

② 施工事業者と連携した既存住宅の省エネ・再エネ改修の促進

工務店等の施工事業者と連携し、省エネ・再エネに関する施工ノウハウ向上のための講習会の開催や認証制度等の創設について検討し、省エネ・再エネ改修を促進する。

③ 省エネ改修の実施に係る課題への対処

省エネ改修を実施するに当たり、費用の捻出など、市民の障壁となる課題を解決できる方策が必要である。

本市の取組

ア 省エネルギーフォーム支援制度

平成 26 年度実績：助成金額 最大 50 万円，604 件※（予定件数 1,200 件）

※ 国の省エネ住宅ポイントにより年度後半の申請数が激減した。

イ エコリフォーム融資制度

融資限度額 350 万円，融資利率 0.5%，返還期間 20 年以内

<エコリフォーム例>

- ①窓の断熱改修，②外壁，屋根・天井又は床の躯体の断熱改修，
- ③太陽光発電システム又は太陽熱利用システムの設置，
- ④エネルギーを効率的に供給する高効率給湯器又は燃料電池の設置，
- ⑤家庭用蓄電池の設置，⑥節水型トイレ又は高断熱浴槽の設置

京都府の取組

ア 京都府住宅改良資金融資制度・21 世紀住宅リフォーム資金

21 世紀住宅リフォーム資金融資は、府民の住宅のバリアフリー化、耐震化などの住宅仕様（21 世紀住宅）への修繕工事をされる場合に、その資金を融資する制度。

融資限度額 350 万円，融資利率 1.1%，対象事業 断熱改修等

イ 京都府スマート・エコハウス促進融資

エネルギー効率が高く、環境への負荷が小さい次世代型住宅（スマートハウス）の普及を促進するため、住宅への太陽光発電設備等の設置を支援するための融資制度。

融資限度額 350 万円，融資利率 1.1%，対象事業 断熱改修等

<対象設備>

- ①太陽光発電設備，②太陽熱利用設備，③高効率給湯器，④エネファーム，⑤蓄電池

国の取組

ア リフォーム減税制度

(所得税額の控除, 固定資産税の減額措置, 贈与税の非課税措置, 登録免許税の軽減)

イ 省エネ住宅ポイント制度

平成 27 年 3 月 10 日から平成 27 年 10 月 21 日までで終了。

1 戸当たり上限 30 万ポイント(30 万円相当)

<対象事業>

- ①窓, ②外壁, ③屋根・天井, ④床, ⑤トイレ, ⑥浴槽, ⑦太陽熱利用システム,
- ⑧高効率給湯器, ⑨節湯水栓

ウ すまい給付金(消費税増税対策として平成 26 年 4 月～平成 31 年 6 月)

消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設した制度。住宅ローン減税の拡充による負担軽減効果が十分に及ばない収入層に対して、住宅ローン減税と合わせて消費税率引上げによる負担の軽減を図るもの。

エ 長期優良住宅化リフォーム補助金(平成 25～27 年度)

助成額 1/3 (最大 100 万円)

オ 住宅性能表示制度(品確法; 2002 年施行)

カ 既存住宅・建築物における高性能建材導入促進事業(平成 26 年度補正予算)

助成額 1/3, (最大 150 万円/戸), **対象建材** ガラス, サッシ, 断熱材

<助成対象者>

- ①戸建住宅・集合住宅(分譲)の所有者
- ②集合住宅(分譲)の管理組合又は集合住宅(賃貸)の所有者。
- ③転売物件(戸建住宅・集合住宅(分譲))を購入し所有を予定している者。

キ インспекションガイドラインの作成(平成 24 年度)

中古住宅売買時の利用を前提とした既存住宅に対する目視等を中心とする基礎的な現況検査(インспекション)について, 検査方法やサービス提供に際しての留意事項等について指針を示したもの。

ク 住宅リフォーム推進協議会による普及啓発

住宅及び住宅リフォームの関連業界団体等(会員数正会員: 71 団体, 特別会員: 104 団体)が一体となり, 相互に連携を図りながら, 住宅リフォームの推進に向けた事業を展開している。

<主な取組>

(7) 消費者への啓発・情報提供

- ① リフォームの進め方や各種支援制度の概要をまとめた冊子の発行
- ② 消費者向け需要喚起策企画とセミナー企画運営 等

(イ) 事業者への啓発・情報提供

- ① 事業者向け長寿命化リフォームセミナーの企画開催
- ② 事業者向け情報ツール、法令ガイド等の作成
- ③ 他セミナー用教材の作成 等

ケ リフォーム事業者検索サイト（リフォーム評価ナビ）

国土交通省の支援により平成 25 年度から運営。

地域（所在地）、口コミでの評価点、リフォーム価格帯等によりリフォーム事業者を選択可能。11 月 10 日現在、全国で 811 社のリフォーム事業者が登録。

国の現在の動き・今後の方針

- ・ 中古戸建て住宅に係る建物評価の改善に向けた指針の策定（平成 26 年 3 月）
【狙い】全ての住宅が一律に経年減価され、20~25 年で市場価値ゼロとなる評価の慣行を改善
- ・ 検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドラインの策定（平成 26 年 7 月）
【狙い】検査済証のない建築物の増改築等の促進
- ・ 賃貸住宅の情報誌や大手検索サイトで[エコ住宅を紹介する仕組みを今後 3 年掛けて整備](#)する。（平成 27 年 10 月 12 日京都新聞）

<他都市事例>

ア エコ住宅アドバイザー認定制度・省エネパスポート制度【石川県】**再掲**

エコ住宅の普及を図るため、県内の住宅関係事業者を「[エコ住宅アドバイザー](#)」として認定。その認定要件は、建築士である、講習会の受講など。省エネパスポート講習を受講した[エコ住宅アドバイザー](#)が「[いしかわ住まいの省エネパスポート制度](#)」で評価した住宅に対しては、[補助金を付与するなどのインセンティブ](#)を規定。

イ 既存住宅における再エネ・省エネ促進事業【東京都】

省エネ改修を必須として、国の補助事業（高性能建材導入促進事業）への上乗せ補助を行っている。合わせて再エネ設備についても補助している。

助成額 東京都は約 1/6（補助国補助金 1/3 と合わせて 1/2 となる額）

＜既存戸建て住宅に係る今後の取組案＞

ア 住宅エネルギー性能向上による効果等の更なる周知

省エネ及び再エネの重要性や心身の健康増進等の効果に係る広報媒体を作成し、広く市民へ啓発する。

また、リフォーム事業者検索サイトを市民へ周知するなどにより、安心して任せられる事業者選びができるような体制構築を図る。

イ 住宅業界との連携による住宅エネルギー性能ノウハウの向上策

中小工務店等の設計・施工技術者向けの住宅エネルギー性能に関する講習会の実施。（新築戸建て住宅と一体となった取組）

ウ 他の施策との連携による省エネ改修の促進

耐震化など他の住宅対策と連携し、省エネ改修の需要を掘り起こすなど、省エネ改修の促進を図る。

エ 民間事業者と連携した省エネ改修を促進する仕組みづくり

民間事業者と連携して、市民の省エネ改修実施に係る経済的課題等を解決し、省エネ改修を実施しやすくする仕組みの構築を図る。

(3) 集合住宅(マンション等)に係る視点

大規模修繕や、耐震化改修等と合わせて、省エネ改修や再エネ設備の設置が実施されるよう促進策を図る。

本市の取組

ア 高経年マンション[※]実態調査（平成 23 年度）

※ 建築後 30 年以上を経過した分譲マンション

平成 2 年以前に建築された市内の分譲マンション数：663 件

イ 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度

ウ 高経年マンション専門家派遣

エ マンション管理セミナー（平成 26 年度 2 回実施）

※ 上記施策は全て省エネ対策ではなく、マンション管理のための施策

<他都市事例>

ア 京都市 西京極大門ハイツにおける省エネ等改修

築年月：1976 年 3 月（築 39 年）

総戸数：190 戸

<主な省エネ対策>

- ・徹底した仕分けに基づく設備更新による省電力化
- ・高圧電力一括契約（2006 年，京都府内初）
- ・全戸の窓ガラス改修
- ・太陽光発電設備の導入（2013 年）
- ・本格的な外断熱改修[※]（2014 年実施，関西初）

※住宅・建築物省エネ改修推進事業（国土交通省平成 25 年度補正）を利用。

イ 施設用 LED 照明等設置費補助金（足立区）

助成額 1/3（最大 30 万円）

助成対象者 公共，公益的な事業を行う民間団体の代表者，中小企業者，集合住宅の管理者

<集合住宅に係る今後の取組案>

大規模修繕が必要なマンションへの働き掛け

30 年以上の高経年マンションなど大規模修繕が必要となるマンションの管理組合等に，機器更新や断熱改修など省エネ対策等を積極的に働き掛ける。

2 高効率機器への更新

高効率機器への更新を促すため、「使用できる機器を買い替えるのはもったいない」と考えている方々を意識しながら、省エネ効果や経済的効果を示すなど、十分な啓発が必要である。

【追加施策の視点】

- ① 具体的な取組効果等を記載した啓発物を作成するとともに、家電販売店等の業界団体との連携により市民へ十分な啓発を行う。
- ② 導入コストが課題であり、排出量削減効果が大きな機器に対しては、更新の促進策を図る。

本市の取組

- ア エコ学区における「うちエコ診断」、「くらしの匠」事業での支援
- イ 省エネラベル制度
- ウ 省エネ相談所
- エ DO YOU KYOTO? クレジット制度
- オ 市民しんぶん挟み込みによる周知啓発

国の取組

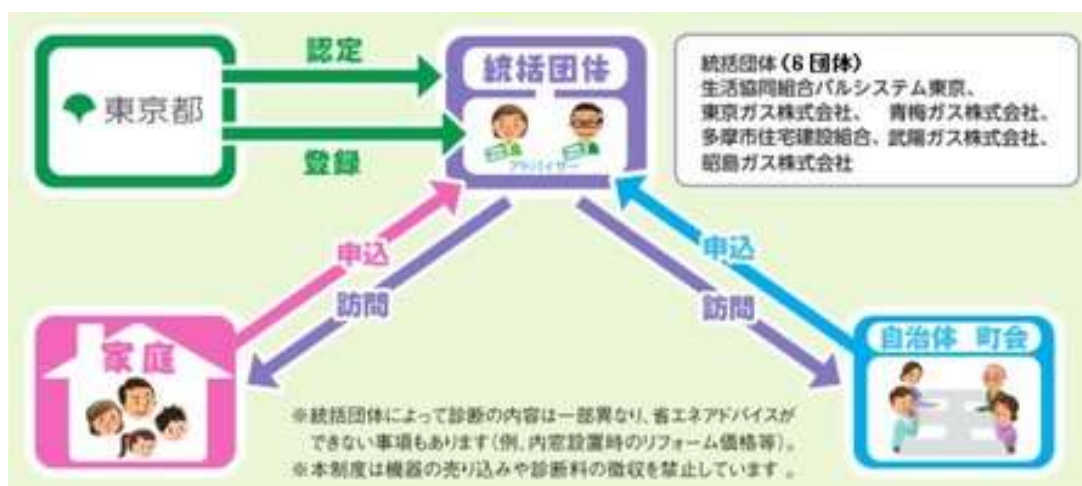
- ア トップランナー制度
- イ 省エネラベル制度
- ウ 省エネ買い換えナビゲーションサイト「しんきゅうさん」の運営

<他都市事例>

ア 家庭の省エネアドバイザー制度【東京都】

都内各家庭における省エネ・節電の更なる推進を図るため、2011年から、「東京都家庭の省エネアドバイザー」統括団体（ガス会社等）のスタッフ約4,000人が、「東京都認定家庭の省エネアドバイザー」として、各家庭を直接訪問し、家庭における省エネ・節電対策のアドバイスを行う事業を実施している。

- <実績> 2012年度 約16万件
2013年度 約53万件
2014年度 約1.6万件



イ 家庭の省エネサポート制度【長野県】

家庭における省エネ・節電の取組を直接支援するために、「省エネサポート事業者」として長野県の認定を受けた民間事業者の社員うち、「省エネアドバイザー」として長野県に登録された社員が県民と接する機会を活用して、省エネアドバイスや省エネ診断を実施する制度を実施している。

省エネサポート事業者には長野都市ガスや中部電力など 28 社が認定され、省エネアドバイザーは 310 名登録されている。

ウ いしかわ家庭版環境 ISO 制度【石川県】

環境行動の取組リストから各家庭で取り組む項目をチェックして目標を立ててもらい、3 箇月取り組んだ後、実績を市に報告し、「エコファミリー」に認定される。認定された家庭には、認定証と取組ハンドブックを送付する。

石川県では、環境関連の家庭向け補助金の申請条件に「エコファミリー」を入れるなど、施策連携により相乗効果を図っている。

<高効率機器への更新に係る今後の取組案>

ア 省エネアドバイザー制度の検討

関係団体と連携し、各家庭を個別訪問し、家庭における省エネ・節電対策のアドバイスを行う仕組みの構築を図る。

イ 家電更新の促進策

導入コストが課題である一方で、機器性能向上による省エネ効果が大きいことから、使用年数が伸びている冷蔵庫などの家電更新について促進策を図る。

【参考】家電更新による CO₂ 削減効果の検討

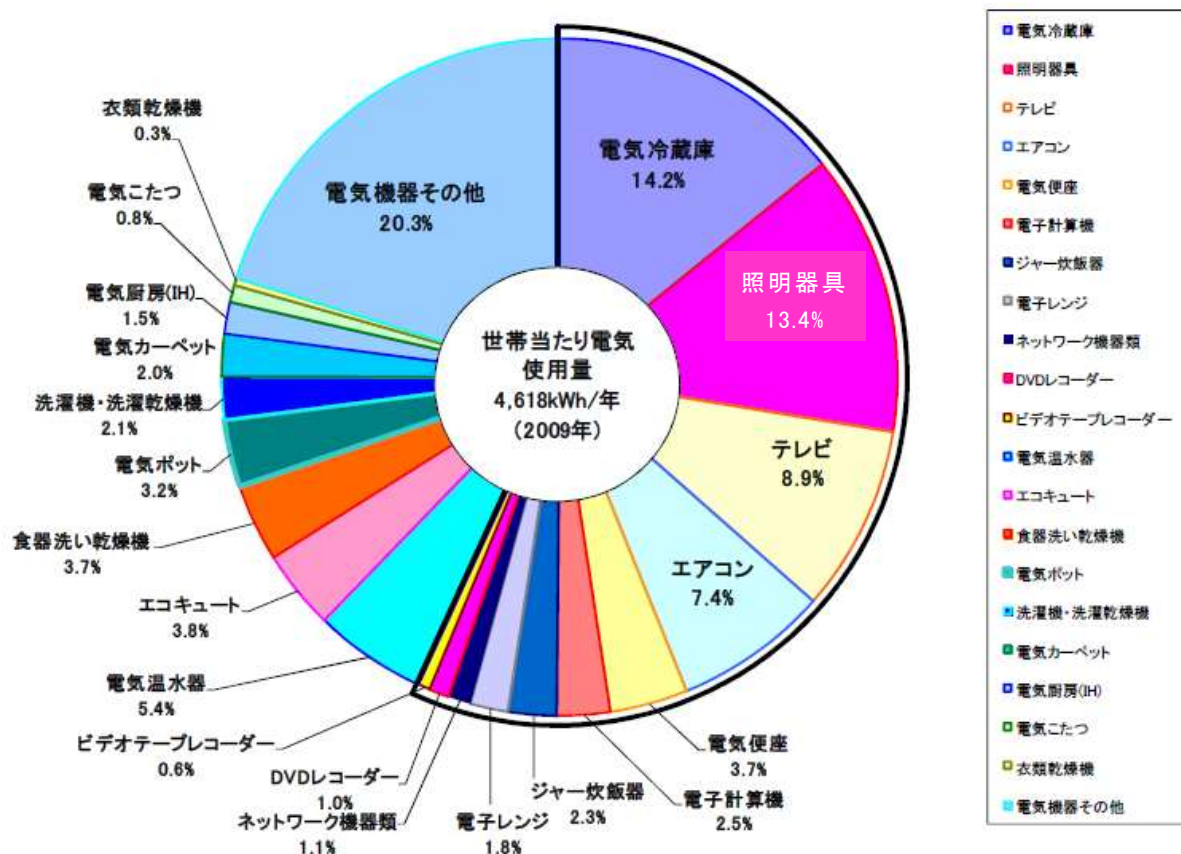
京都市内の冷蔵庫及びエアコンのストック推計

	平均使用年数※ ¹ (a)	1 世帯当たり※ ² (台) (b)	市内保有台数 (万台) (c)=(b)×70 万世帯	年間更新台数 (万台) (d)=(c)÷(a)
冷蔵庫	15.1 年	1.29	90.3	6.0
エアコン	14.6 年	3.0	208.7	14.3

※¹ 使用済家電 4 品目の経過年数等調査 (みずほ情報総研)

※² 内閣府消費動向調査

家庭 1 世帯当たり電気消費状況（全国値）



出典：平成 22 年度エネルギー消費状況調査（資源エネルギー庁）

- ※ 2009 年は冷夏・暖冬による影響で、エアコンの消費量は過少になっている。
- ※ 京都市の家庭部門世帯当たり電気消費量：約 3,900kWh/年・世帯（平成 26 年度）

【古い機器からの更新による省エネ効果と CO₂ 削減効果】

	省エネ効果※ ¹	1 台当たり (kg)	1 万台を更新 (t)
冷蔵庫	77% (20 年前から)	205	2049
エアコン※ ²	44% (19 年前から)	26	263

※¹ 省エネ性能カタログ

<省エネ効果算定に用いている代表規格> 冷蔵庫：400～450L，エアコン：冷房能力 2.8kW

※² 2009 年は冷夏・暖冬による影響で、エアコンの CO₂ 削減量は過少になっている。

【参考】平均使用年数以上の古い機器を全て更新した場合

	【仮定】 古い機器の使用年数	古い機器の ストック割合	古い機器更新 (t)
冷蔵庫	15 年以上	42%(38 万台)	77,717
エアコン	15 年以上	46%(96 万台)	25,273

高効率機器を 2 つ★ではなく、5 つ★を選択した場合の CO₂ 効果

	省エネ効果	1 台当たり (kg)	1 万台 (t)
冷蔵庫	41%	80	796
エアコン	19%	17	173

※ 省エネ性能カタログ（資源エネルギー庁）を基に京都市算出

3 創エネ・蓄エネの普及拡大

太陽光設備の価格が大幅に低下してきた一方で、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）や電気料金の高騰により、太陽光設備についてはグリッドパリティ※1の状況になりつつあり、導入しやすい環境が整ってきている。導入への障壁を取り除き、導入量拡大のための施策が必要である。

【追加施策の視点】

マンションへの普及策や、太陽光発電の再エネ普及効果の周知策が必要である。

本市の取組

- ア 「エネルギー政策推進のための戦略」の策定（平成 25 年 12 月）
 - 2013 年度のエネルギー消費量 2010 年度比 9.5%削減
 - 2014 年度の再生可能エネルギー導入量 2010 年度比 1.5 倍
- イ 自立分散型エネルギー利用促進事業（平成 15 年度～）
- ウ 市民協働発電制度に係る設備導入支援コーディネーターの派遣
- エ 再生可能エネルギー発電導入可能性調査費助成制度

京都府の取組

京都府再生可能エネルギーの導入等促進に関する条例に基づく「再生可能エネルギーの導入等促進プラン」の策定に向け、有識者会議において中間案をとりまとめ、府民意見を募集した（平成 27 年 10 月 9 日から 11 月 5 日まで）。

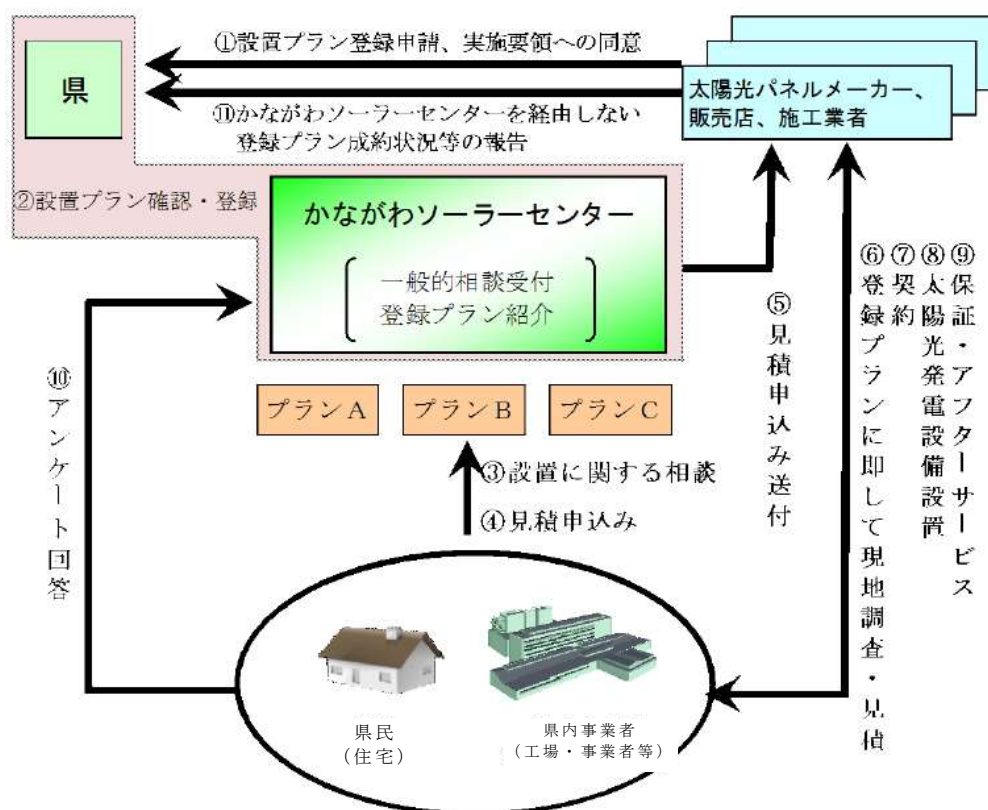
＜他都市事例＞

- ア 環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度【長野県】**再掲**
 - 10 m²以上の新築住宅の建築主に対して、環境エネルギー性能についての検討及び自然エネルギーの導入についての検討を義務付け。
- イ 「建築物自然エネルギー導入マニュアル」の策定【長野県】
 - 自然エネルギー設備の導入に際して、設計・建築事業者と建築主とのコミュニケーションを適切に行ってもらうために策定。
 - 快適性の向上として「住宅の環境性能の向上は、快適性の向上につながる」という視点が特徴的。

※1 再生可能エネルギーなどの代替エネルギーの発電コストが、既存の系統電力のコストと同等かそれ以下になること。

ウ ソーラーバンクシステム【神奈川県】

県とソーラーパネルメーカー、販売店、施工業者等が協力し、一定要件を充たす太陽光発電設備の設置プランを登録し、「ソーラーセンター」で紹介。専門の相談員が中立的な立場で適切なアドバイスや情報提供を行う。



<創エネ・蓄エネの普及拡大に係る今後の取組案>

ア マンションへの再エネ導入促進策

太陽熱利用設備の更なる利用促進や、マンションへの太陽光発電等の設置促進策を図る。

イ 住宅業界との連携による再エネ導入促進策

中小工務店等の設計・施工技術者向けの講習会等を実施し、再エネ導入に係るノウハウ向上を図る。

4 エネルギー使用量の「見える化」を推進し、ライフスタイル転換の促進

電気事業法及びガス事業法の改正に伴う電気・ガスの小売り自由化を大きなチャンスと捉え、省エネはもとより、再エネの更なる普及拡大につなげる必要がある。

【追加施策の視点】

- ① 世帯数増加，平均世帯人数減少によって，市民が快適に過ごすために必要な総エネルギー量が増えていることを踏まえ，近接共住への促進策などエネルギー消費の少ない暮らし方・社会づくりへの対策が必要である。
また，区役所・支所との連携によってエコ学区事業の充実を図るなど地域に入って省エネ促進等の既存施策をより深く浸透させる。
- ② 電力・ガス小売り自由化を契機に，エネルギー消費量の「見える化」を推進するとともに，世帯構成別のエネルギー標準使用量（ベンチマーク）を設定して活用することで，市民一人ひとりの省エネの意識を高める。

電気・ガス小売り自由化に伴い期待される行動及び効果

期待される行動	期待される効果
電気・ガス使用量を定期的に確認	・電気・ガスの様々な販売料金が設定されることを踏まえ，自宅の電気・ガスの消費量の実績（検針票）を定期的に確認し，一般的な家庭と比較することにより，省エネへの意識向上が期待される。
エネルギー需要サイドとしての省エネルギーの取組	・スマートメーターの導入（ICT（情報通信技術）を活用した電力消費状況の見える化）とともに，デマンドレスポンス ^{※1} によるピークカット・ピークシフトの取組が促進される。 ・家庭用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）や蓄電池等の導入が促進される。
環境にやさしいライフスタイルへの転換	・自然のサイクルに沿ったライフスタイルへの転換 ・ピークシフトを意識し，料金の安い時間帯に電気・ガスを使用するなど，ライフスタイルの転換 ・発電時に温室効果ガス排出量が少ない電力 ^{※2} を選択することができるようになり，電気のCO ₂ 排出係数の低下が期待される。

<エネルギー消費量「見える化」，ライフスタイル転換に係る今後の取組案>

ア 近接共住への支援

人口減少及び高齢者福祉の観点も織り込み，近接共住の促進策を図る。

イ 各家庭のエネルギー消費実態の「見える化」

自宅のエネルギー使用量と比較できるような平均世帯のベンチマークを作成し，周知することで更なる省エネ意識の向上を図る。

ウ 省エネ設備の普及啓発

容易に省エネや電気・ガス料金の低下につながることを周知し，HEMSや蓄電池等の導入を加速化させる。

※1 電気料金価格の設定またはインセンティブの支払いに応じて，需要家側が電力の使用を抑制するよう電力消費パターンを変化させること。

※2 改正電気事業法に基づき，再生可能エネルギーなどの電源の構成を供給条件とする場合には，小売電気事業者に対し消費者への説明義務を課している。